



県政 News

鹿児島県からのお知らせ

障害者委託訓練生を募集

平成30年度国立・県営鹿児島障害者職業能力開発校の障害者委託訓練生を募集します。授業料は無料です。(テキスト代は自己負担になります。)詳細についてはハローワークの障害者窓口でお問合せ下さい。入校願書は、最寄のハローワーク、鹿児島障害者職業能力開発校にあります。

【内容】

- パソコン事務科へ3ヶ月コース
- ・ワープロ (Word) 表計算 (Excel) を利用したパソコンの基本操作
- ・仕事に必要なコミュニケーション能力、ビジネスマナーの習得

【訓練実施場所】

鹿屋ビジネス専門学校(鹿屋市白水町281番地・鹿屋体育大学前)

【定員】

7人(応募者が少ない時は、訓練を実施しない場合があります。)

【訓練期間】

平成30年12月4日(火)～平成31年2月28日(木)

【訓練時間】

9時～15時50分(土・日・祝日・年末年始は休みです)

【応募資格】

障害をお持ちの方で、早期の就職や再就職を目指す方(就労支援事業所等で支援を受けられている方も受講可能)

【募集期間】

平成30年10月9日(火)～平成30年11月2日(金)

【介護サービス科へ3ヶ月コース】

【内容】

- ・鹿児島県知事指定 介護職員初任者研修過程
- ・その他独自の就労支援講座

【訓練実施場所】

企業組合 労協センター事業団 大隅地域福祉事業所 ゆらおう(鹿屋市新生町20-5)

【定員】

7人(応募者が少ない時は、訓練を実施しない場合があります。)

【訓練期間】

平成30年12月12日(水)～平成31年3月8日(金)

【訓練時間】

9時～15時50分(土・日・祝日・年末年始は休みです)

【応募資格】

障害をお持ちの方で、早期の就職や再就職を目指す方(就労支援事業所等で支援を受けられている方も受講可能)

【募集期間】

平成30年10月18日(木)～平成30年11月8日(木)

10月は「土地月間」です

適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地取引を行ったときは、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

国においては、毎年10月を「土地月間」、10月1日を「土地の日」と定め、届出制度のご理解とご協力をお願いしています。

【届出の対象となる取引面積】

- ・都市計画区域内の市街化区域：2,000㎡以上
- ・その他の都市計画区域：5,000㎡以上
- ・都市計画区域外：10,000㎡以上

※届出は、権利取得者が契約締結日から2週間以内に、土地の所在する市町村へ提出してください。

○届出の詳細の内容については、県の

ホームページをご覧ください。(「土地取引利用」で検索)

【問い合わせ先】

県庁地域政策課
☎099(286)2438
FAX099(286)5529

県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する無料相談会(定期相談会)」のご案内

職場のトラブルで悩んでいませんか?

県労働委員会委員【公益委員(弁護士など)、労働者委員(労働組合役員など)、使用者委員(会社経営者など)】が相談に応じます。

労働者、事業主のどなたでも、お気軽にご相談ください。

【日時】

毎月第4火曜日
午後2時30分～午後5時(受付は午後4時30分まで)

9月～10月の相談会

9月25日(火)、10月22日(火)

【場所】

県庁労働委員会(県庁15階)

【申し込み】

不要(予約優先)

【相談事例】

解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラなど

【問い合わせ先】

県労働委員会事務局(県庁15階)
☎099(286)3943
FAX099(286)5653